

奈良県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十月三十一日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第十二号

奈良県議会委員会条例の一部を改正する条例

奈良県議会委員会条例（昭和三十一年八月奈良県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の二条を加える。

（出席の特例）

第八条の二 委員長は、重大な感染症のまん延防止のため必要があると認めるとき又は大規模な災害の発生その他やむを得ない事由により委員会を招集する場所に参考することができる委員があると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、当該委員を委員会を招集する場所以外の場所から委員会に参加させることができる。

2 委員が前項の規定により委員会に参加しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

3 第一項の規定により委員会に参加した委員については、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。